

# フランスにおける2017年「親会社お よび発注企業の警戒義務に関する 法律」の成立と展開 —人権デューデリジェンスから警戒義務へ—

菅原 真（南山大学）

【ビジネスと人権科研】2022年度第3回研究会（2023年2月28日）

オンライン報告

# はじめに

本研究会2020年度2月研究会（2021年2月16日）で報告者は、「フランスにおける『ビジネスと人権』—2017年3月27日親会社及び受注企業の注意義務に関する法律（人権デューデリジェンス法）について—」と題して報告をおこなった。

その後、同法の意義についての検討を進める中で、「デューデリジェンス」（注意義務）と「警戒義務（監視義務）」の区別をおこなう必要性を認識し、本報告で同法の名称を正すとともに、この問題を扱うことにする。

→「親会社および発注企業の警戒義務に関する法律」（Loi relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre）

# はじめに

## \* 学説の評価

「フランスの法律は、企業責任に関する新しい基準を設定し、他の国やEUが追随するための基準を引き上げている。現在、EUレベルでは、フランスの法律に相当するものは存しない。」

(Tiphaine Beau de Loménie, Sandra Cossart, Paige Morrow, From Human Rights Due Diligence to Duty of Vigilance, in *Business and Human Rights in Europe*, 2018, Routledge)

# I. 「人権デューデリジェンス」(HRDD) と「警戒義務」

## 1. 人権デューデリジェンス (Human Rights Due Diligence : HRDD)

- ・民間企業は、グローバル化した産業の負の外部性を緩和するためには、ソフトローや自己規制の仕組みで十分であると主張。
- ・ソフトローは、親会社がバリューチェーン全体で環境・人事デューデリジェンス (HRDD) を実施することを奨励するもの。

\* ソフトロー v. ハードローの対立

# I. 「人権デューデリジェンス」(HRDD) と「警戒義務」

- ・HRDDの定義：「企業がそのバリューチェーン全体を通じて、環境被害も含めた人権侵害のリスクを特定、防止、緩和、監視するための社内措置やプロセス」
- ・国連ビジネスと人権に関する指導原則17 「人権への負の影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかということに責任をもつために、企業は人権デューデリジェンスを実行すべきである。そのプロセスは、**実際のまたは潜在的な人権への影響を考量評価すること、その結論を取り入れ実行すること、それに対する反応を追跡検証すること、及びどのようにこの影響に対処するかについて知らせることを含むべきである。**」

# I. 「人権デューデリジェンス」(HRDD) と「警戒義務」

## 【従来指摘されてきた問題点】

- ・HRDDは任意で行われてきたため、企業がHRDDを適切に実施できなかったとしても、法的な影響を受けることはほとんどない。
- ・ソフトローの枠組みができて、企業は必要に応じてHRDDの範囲や内容を緩和することができる。

# I. 「人権デューデリジェンス」(HRDD) と「警戒義務」

## 2. 「報告」義務

→HRDDを促進するための立法を制定へ：国際的な流れへ

- ・しかし、既存の法律は「報告」に重点を置いており、人権侵害の被害者に司法へのアクセスを提供することはできていない。
- ・HRDDそれ自体の欠如に対してではなく、HRDDに関する「報告」の欠如に対する制裁。
- ・しかも特定の分野や問題に限定されていることが多い。

# I. 「人権デューデリジェンス」(HRDD) と「警戒義務」

→多くの企業が、実際のリスク軽減や防止策ではなく、「報告」や「コミュニケーションキャンペーン」を通じて、人権や環境に関する懸念に表面的に対処しているに過ぎないのではないか。

\*「グリーンウォッシュ」(Greenwashing) 問題

・潜在的な被害者、実際の被害者は、救済や補償を受けられないまま放置されているのではないか。



# Ⅱ. フランスの2017年「親会社および発注企業の警戒義務に関する法律」（2017年警戒義務法）の再検討

## 1. 2017年警戒義務法について

(1) フランス商法典に挿入（第L.225-102-4条）

(2) 目的：フランスの大企業の活動および確立されたビジネス関係が維持されている子会社、下請け業者、またはサプライヤーの活動によって引き起こされる人権侵害、環境被害を防止および是正すること。

(3) 適用対象：「連続する2会計年度末に、本社（siegel social）がフランス国内にあり、直接または間接の子会社と合わせて5,000人以上の従業員を雇用している企業、または本社がフランス国内または外国にあり、直接または間接の子会社と合わせて10,000人以上の従業員を雇用している企業」

→およそ150社に適用されると推定されているが、フランス政府は対象となる企業のリストを開示していない。

## Ⅱ. フランスの2017年「親会社および発注企業の警戒義務に関する法律」（2017年警戒義務法）の再検討

### （4）警戒義務の内容

- ①警戒計画（Plan de vigilance）の策定
- ②警戒計画の開示
- ③警戒計画の実効的な実施

\* この警戒計画には、「リスクを適切に特定し、人権及び基本的自由の重大な侵害、健康または環境に対するリスクと重大な危害を防止するための合理的な警戒措置」が含まれていなければならない（2017年警戒義務法第1条第3パラグラフ）。

## Ⅱ. フランスの2017年「親会社および発注企業の警戒義務に関する法律」（2017年警戒義務法）の再検討

（5）警戒計画に含まなければならない5つの措置

- ①リスクの特定、分析、ランク付けを行うリスクマッピング
- ②「確立された商業関係」を維持する子会社、下請業者、サプライヤーの状況を評価する手続
- ③リスクと深刻な被害を防止・軽減するための行動
- ④警報を発令し、それを収集するメカニズム（アラート・メカニズム）
- ⑤施策の実施状況や実効性をフォローアップするためのモニタリングスキーム

\* 2017年警戒義務法は、警戒の仕組みを構築するために労働組合との協議を義務付ける。

## Ⅱ. フランスの2017年「親会社および発注企業の警戒義務に関する法律」（2017年警戒義務法）の再検討

\* 警戒計画の実効的な実施が求められる。警戒義務の遵守には、リスクの特定と是正のプロセスを常に更新することが必要であり、ここでは人権への影響という観点から実際の変化を参照しなければならない。

（6）報告義務： 警戒計画およびその実効的な実施に関する報告書は、企業の年次報告書に挿入され、一般に公開されなければならない。

→これまでのソフトウェアやHRDDの概念に依拠することで、2017年警戒義務法は、企業による人権や環境への深刻な危害の防止を確実にすることが期待され、自己規制能力も維持されている。

## Ⅱ. フランスの2017年「親会社および発注企業の警戒義務に関する法律」（2017年警戒義務法）の再検討

（7）企業が警戒義務を実施しない場合、2段階の司法上のコンプライアンスメカニズムが義務付けられている。

・第一段階（実施命令）：何人も会社に対して違反行為を正式に催告することができる。さらに、3ヶ月以内に違反に対処しない場合、当事者適格のある人は誰でも（any person with *locus standi*）、警戒義務の遵守を強制する実施命令を出すよう裁判所に申し立てることができる。

## Ⅱ. フランスの2017年「親会社および発注企業の警戒義務に関する法律」（2017年警戒義務法）の再検討

・第二段階（民事上の損害賠償請求）：企業は、警戒義務違反が損害につながったと立証された場合、民事責任を負い、定期的な違約金支払いを含む損害賠償を求められる可能性がある。

「フランス法の真に斬新な点は、警戒計画の強制的なHRDDのうち、警戒義務として解釈できるものを、民法第1240条及び第1241条に明記されたフランスの不法行為法の一般原則にリンクさせている点である。」

「今後の裁判では、警戒システムが「合理的」であったかどうか焦点になることが予想される。」

(Tiphaine Beau de Loménie, Sandra Cossart, Paige Morrow, )

# Ⅱ. フランスの2017年「親会社および発注企業の警戒義務に関する法律」（2017年警戒義務法）の再検討

## 2. 2017年警戒義務法の制定過程からみる現行法修正の評価

（1）2017年警戒義務法の提案者は、刑事責任体制および立証責任を転換させた民事責任体制を推進していた。

この法律案の「弱体化」は、主に、この法律案に反対する企業のロビー活動が集中的に行われたためである。

（2）同法の「推進派」は、憲法院におけるさらなる「弱体化」を危惧していたが、実際には、採択された条文で想定されていた最高3000万ユーロの民事上の罰金を削除したのみである。それ以外の点では、基本的な責任原則の重要性を再確認し、外国で発生した損害も含め、企業がこの法律の下で責任を負う可能性があることを明確にした。（Décision n°2017-750 DC du 23 mars 2017）

## Ⅲ. その後の展開

### \* CCFD-Terre SolidaireおよびSherpaによる2021年報告書*Radar du devoir de vigilance* (第6版) (2021年7月7日)

- ・少なくとも266社が警戒義務に関する法律の対象となっている。
- ・6社は法廷に召喚されたか、労働組合等から正式な通知を受けている。
- ・44社は、CCFD-Terre Solidaire、Sherpa、およびアムネスティ・インターナショナル・フランスが過去数カ月にわたって通知を送ったにもかかわらず、依然として警戒計画を発表していない。これらの企業の中には、マクドナルド、ラクタリス、ビガード、アドレクソ、リロイマーリン、ゼネラリ、アルトラッド、ユーロディズニーが含まれる。

[https://plan-vigilance.org/3e-edition-du-radar-du-devoir-de-vigilance-mcdonalds-lactalis-bigard-adrexo-leroy-merlin-generalis-altrad-euro-disney-44-entreprises-toujours-hors-la-loi/](https://plan-vigilance.org/3e-edition-du-radar-du-devoir-de-vigilance-mcdonalds-lactalis-bigard-adrexo-leroy-merlin-generali-altrad-euro-disney-44-entreprises-toujours-hors-la-loi/)



# 結びにかえて

- ・日本政府による「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020年10月）
- ・EUおよび先進諸国における動向